

公益財団法人千葉県下水道公社共同調査研究事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人千葉県下水道公社調査研究事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定により、公益財団法人千葉県下水道公社（以下「公社」という。）が公社以外の者と共同で実施する下水道に関する調査研究事業（以下「共同研究」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(共同研究の種類)

第2条 共同研究の種類は、公社が定めた課題及び公社以外の者が提案した課題に関する調査研究とする。

(実施の要件)

第3条 共同研究は、要綱第5条の規定により設置された審査委員会が、次の各号に掲げる要件を全部満たしたと判断した場合に限り実施することができる。

- (1) 共同研究の内容が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること。
- (2) 共同研究として実施することが合理的かつ効率的であること。
- (3) 共同研究を行おうとする者が、共同研究に必要な技術的能力及び経済的基盤を有し、かつ、共同研究に必要な研究体制を整えていること。
- (4) 共同研究を実施することにより、公社の業務に支障を及ぼすおそれがないこと。

(共同研究者の公募)

第4条 公社が定めた課題について共同研究を行う場合、公社は次に掲げる方法により共同研究を行う者（以下「共同研究者」という。）を公募するものとする。

- (1) 公社のホームページ及び掲示板に公告するほか、必要に応じその他適当な方法により案内する。
- (2) 公募の案内には、共同研究の課題と簡略な内容及び連絡先その他必要な事項を記載する。

(企画書の提出)

第5条 共同研究を行おうとする者は、理事長に企画書を提出しなければならない。

(共同研究実施計画書の作成)

第6条 公社は、共同研究を実施するときは、共同研究者と協議した上で別に定める共同研究実施計画書（以下「計画書」という。）を作成するものとする。

(協定の締結)

第7条 公社は、共同研究を実施するときは、共同研究者との間で当該共同研究の実施に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、その内容を共同研究の実施に関する協定書（以下「協定書」という。）として相互に取り交わすものとする。

2 協定書には次の各号に掲げる事項を記載し、計画書を添付するものとする。

- (1) 共同研究者の名称及び住所
- (2) 共同研究の名称及び目的
- (3) 共同研究の実施期間
- (4) 共同研究に要する費用及び分担
- (5) その他共同研究の実施に関し必要な事項

3 第1項及び第2項の規定は、協定の変更について準用する。

(共同研究の中止)

第8条 公社及び共同研究者は、次の各号のいずれかに該当する場合、共同研究を中止することができる。

- (1) 共同研究を継続することにより業務に支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき
- (2) 天災その他のやむを得ない理由により共同研究を継続することが困難となったとき

2 前項の規定により共同研究を中止しようとするときは、事前に相手方と協議をしなければならない。

(費用の分担)

第9条 共同研究に要する費用の分担は、公社と共同研究者が協議して決定する。

(技術知識書の提出)

第10条 共同研究者は、共同研究の結果得られた技術上の知識及び研究の成果（以下「研究成果」という。）を技術知識書として取りまとめ、公社に提出しなければならない。

(研究成果の公表等)

第11条 公社及び共同研究者は、研究成果を第三者に知らせようとするときは、事前に相手方から書面による同意を得なければならない。

(協定の解除)

第12条 公社及び共同研究者は、次の各号のいずれかに該当する場合、協定を解除することができる。

- (1) 相手方が協定に違反したとき。
- (2) 相手方の故意又は過失により共同研究を継続することが不可能となつ

たとき。

- 2 協定の解除に伴い損害が生じたときは、協定に違反した者、又は協定の解除について責めに帰すべき事由のある者がその責を負う。

(適用除外)

第13条 共同研究者が国、地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人である場合、又は特別な事情がある場合には、この要領の全部又は一部を適用しないことができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成7年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月9日から施行する。